

交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。この場合、広域連合が医療費（一部負担金を除く）を一時立替えて医療機関等へ支払い、あとで第三者（加害者）に請求します。

- ①警察署に届け出て、『交通事故証明書』を発行してもらってください。
- ②『交通事故証明書』、『印かん』、『本人確認書類』を持って**市区町村担当窓口で『第三者行為による傷病届』の手続きをしてください。**

注意！

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後期高齢者医療制度による医療を受けられなくなる場合があります。
示談をする前に必ず市区町村担当窓口（後期高齢者医療担当）にご相談ください。



突然の病気やケガで

救急車を呼んだ方がいい？ **病院**へ行った方がいい？

近くの**救急病院**はどこ？ **応急手当**の方法は？

迷ったときは「**救急安心センターおおさか**」へご相談ください



7 1 1 9 または 06(6582)7119へ

24時間
365日対応

緊急の場合は迷わず
119番へ



注意

対応できない相談

- ・医薬品に関する相談
- ・治療方針に関する相談
- ・健康相談や介護相談

